

足利市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で、重点的に取り組む事業の推進と、地域力を高め、まちの活性化につなげていくことを目的に、首都圏等で暮らしている人の中から、地域おこしに対する思いと、募集する事業に対し、能力のある人材を、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、足利市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の職務)

第2条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動(以下「地域協力活動」という。)を行う。

- (1) 地域資源の振興に関する活動
- (2) 農林業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (4) 地域行事及びコミュニティ活動に関する活動
- (5) 移住・定住の促進に関する活動
- (6) その他本市の振興及び活性化に資するもので、任命権者が必要と認める活動

(身分)

第3条 協力隊の隊員(以下「協力隊員」という。)の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とし、特別職の職員等の給与に関する条例(昭和26年条例第14号)第1条第27号に規定する嘱託職員とし、この要綱に定める事項以外は「足利市嘱託職員取扱要領」を適用する。

(協力隊員の任用等)

第4条 協力隊員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちからそれぞれの所属の任命権者が任用する。

- (1) 住民票を、任用の日以降速やかに、生活の拠点である三大都市圏をはじめとする都市地域等から足利市内に移すことができる者
- (2) 地域協力活動に意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる者
- (3) 任用初年度の4月1日現在において20歳以上の者とし、年齢の上限は募集案内により別に定める
- (4) 普通自動車運転免許を有している者

2 協力隊員を任用する場合には、任用通知(様式第1号)により任用するものとする。

3 協力隊員は、任用された後、速やかに足利市内に住所を定め、住民票を移さねばならない。

(任用期間)

第5条 協力隊員の任用期間は、1年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、再任する場合の継続任用期間は、3年を超えることができない。

(1週間の活動時間)

第6条 協力隊員の活動時間は、4週を超えない期間につき、1週間当たり37時間30分とする。

(週休日及び活動時間の割振り)

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日(活動時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間30分の活動時間を割り振るものとする。この場合において、標準的な活動時間帯は、午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

第8条 任命権者は、地域協力活動の都合により特別の形態によって活動する必要がある協力隊員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び活動時間の割振りを別に定めることができる。

2 前項の規定により週休日及び活動時間の割振りを定める場合には、少なくとも1週間につき1日の週休日を確保した上で、1週間当たり40時間まで、かつ、1日当たり8時間までの範囲内で活動時間の割振りを定めなければならない。また、いかなる場合でも、午後10時から午前5時までの時間帯に活動時間を割り振ることはできない。

(週休日の振替等)

第9条 任命権者は、協力隊員に第7条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に活動することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ当該週休日を、同一週(日曜日から土曜日までの1週間をいう。)内の他の活動日と振り替えることができる。

(休日)

第10条 協力隊員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に活動を命ぜられる者を除き、正規の活動時間においても活動することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(「年末年始の休日」という。)についても同様とする。

2 任命権者は、前項の休日とされた日において特に活動することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ当該休日を、他の活動日と振り替えることができる。

(賃金等)

第11条 協力隊員の賃金は月額166,000円とする。

2 賃金の計算期間は、月の1日から末日とする。

3 前項の計算期間の途中で任用され、又は解任された協力隊員については、月額の賃金は当該計算期間の所定活動日数(活動を要する日数をいう。)を基準に日割計算して支給

する。

4 次に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

5 協力隊員に手当の支給は行わない。

(地域協力活動経費)

第12条 任命権者は、地域協力活動に必要な経費を、予算の範囲内で支出するものとする。

2 協力隊員の住居は、必要により市が借り上げた住居を貸与する。

(身分証明書)

第13条 隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第2号)を常に携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、他人に貸与し、もしくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(協力隊員の遵守事項)

第14条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 協力隊員は、地域協力活動するに当たり法令等を遵守し、かつ、いかなるときも公務員としての信用を失墜させるような行為を行ってはならない。

(2) 協力隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(3) 協力隊員は、任命権者に対し、活動の状況を定期的に報告しなければならない。

(4) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めなければならない。

(5) 活動時間以外であっても市内の行事、風習等の情報収集に努めなければならない。

(6) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めなければならない。

(7) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、ただちに任命権者に届け出なければならない。

(協力隊員の活動の特例)

第15条 協力隊員は、地域協力活動の妨げにならない範囲において、任命権者が認める次に掲げる活動等を勤務時間外に行うことができる。

(1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

(2) 協力隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要なものであって、対価を得る活動等

(無給の休暇、欠勤等の扱い)

第16条 無給の休暇の取得や欠勤等があった場合には、月額賃金額から当該時間分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間当たりの額は、次の式により得たものとする。

第10条第1項の規定により定められた賃金月額×12月

1週間当たりの活動すべき時間×52週

(解任)

第17条 任命権者は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、これを一方的に解任することができる。

- (1) 正当な理由がなく無断で欠勤をしたとき。
- (2) 地域協力活動の実績が不良であるとき。
- (3) 心身の故障のため、地域協力活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 故意又は重大な過失により、地域協力活動に支障を来したとき。
- (5) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (6) 市と協議することなく、住民票を移したとき。

(市の役割)

第18条 市長は、協力隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の活動に関する総合調整
- (2) 協力隊員の活動に関することの住民・関係者への周知
- (3) 協力隊員の定住支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協力隊員の円滑な活動に必要な事項

(細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

様

足利市地域おこし協力隊

「 」

に任用します

任用期間は、 年 月 日から

年 月 日までです

年 月 日

足利市長

様式第2号(第13条関係)

(表)

90mm

55mm	写 真 正面、脱帽にて 3か月以内に撮 影したもの	<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">足利市地域おこし協力隊</div> 隊員 フリガナ 氏 名 有効期間 年 月 日
------	---	---

(裏)

90mm

55mm	表記の者は、足利市地域おこし協力隊員であることを証明する。
	<p style="text-align: center;">足利市長</p> <ol style="list-style-type: none">1 協力隊員は、協力活動に従事するときは、必ず携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。2 この身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は変更してはならない。3 この身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。 <p style="text-align: center;">〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 足利市総合政策部企画政策課 0284-20-2103</p>